

MCS モデル運用実施評価

- 1 モデル運用ケース数
22 ケース

- 2 運用して課題となったこと、その課題への対応

	課題	対応
①	事業所名で登録している者が書き込みした場合、誰が書き込みしているのか不明。	職種と氏名を名乗るように指示。(独自ルール6にあり)
②	書き込みについて、相手が確認済かどうか分からない。	「了解」をクリックするよう伝える。
③	患者のかかりつけ薬局が市外のため、グループに招待してよいのか分からない。	※1
④	グループに招待しても、反応がないので運用されない。	※2
⑤	現時点で、本人や家族をグループに入れていないため、医師との連携内容を、ご本人やご家族に改めて報告しないとけない。	本人や家族を入れることで、昼夜を問わず対応を求める場合も考えうるので、慎重な判断が必要。

- 3 運用ポリシーや協議会独自ルールを追加・修正した方がよいこと

○上記※1について

運用ポリシー第3条（利用申込み）に、『なお、三郷市以外の事業所が三郷市の事業所と連携するためにMCSを利用する場合においても、三郷市の「MCS運用ポリシー」及び「三郷市独自ルール」に従い、「MCS利用申込書」及び「MCS利用に係る連携守秘誓約書」を三郷市医師会に提出する。その場合、既にパスワードの発行を事業所所在地で受けているか否かについても報告する。』を追記する。

○上記※2について

独自ルール5（グループメンバーの招集について）に、『医師は、初回召集にメンバーが応答しない場合は、電話にて参加を促す。』を追記する。

4 利用拡大を図るために必要と考えられること

○ヘルパー事業所への利用啓発、説明会の開催。

○医師から積極的に発信してほしい。(サービス側からは、なかなか発信しづらい状況)

MCS 三郷市在宅医療・介護連携推進協議会独自ルール（案）

1（患者同意）

患者同意は主治医もしくは、主治医が指示した者が取得する。

2（MCS 管理者の把握）

在宅医療・介護連携相談サポートセンター（以下、「サポートセンター」）は、各事業所の MCS 管理者および ID 登録者の名簿を作成し、管理する。

3（ID・パスワードの発行及び削除）

ID の発行及び削除はサポートセンターを通じて行う。

4（相談及び苦情解決窓口）

- （1）MCS についての相談窓口はサポートセンターとする。
- （2）MCS における個人情報に関する苦情解決等は主治医とする。

5（グループメンバーの招集について）

- （1）ケアマネジャーは医師より問合せがあった場合において、対象者に関する専門職を医師へ伝えること。
- （2）サポートセンターは医師の指示がある場合において、MCS 上のグループメンバーの招集を支援する。
- （3）医師は、初回召集にメンバーが応答しない場合は、電話にて参加を促す。

6（コメント記載ルール）

- （1）事業所単位で登録している者が MCS へコメントを入力する場合は、職種及び氏名を名乗る。
（例）看護師の三郷一郎です。
- （2）代理入力する場合、訪問者名を記載する。
（例）登録ヘルパー花和田太郎が訪問しましたが、代理で管理者の彦成二郎が入力します。
- （3）発言の内容が情報提供か、返答を求めるものか文頭に入力する。
（例）（情報提供）2/2 訪問時の記録です。
（質問）血圧が 160/90 です。本日の入浴は可能でしょうか。

7 (MCS で共有する内容)

各専門職が多職種と共有すべきと判断する内容を載せる。

8 (罰則規定)

故意に個人情報を出させた者がいる場合、医師およびサポートセンターはその者をグループから退会させることができる。

9 (MCS 参加対象事業所)

- ①病院及びクリニック
- ②歯科
- ③薬局
- ④地域包括支援センター
- ⑤指定居宅介護支援事業所
- ⑥訪問介護
- ⑦訪問入浴介護
- ⑧訪問看護
- ⑨訪問リハビリテーション
- ⑩通所介護事業所
- ⑪通所リハビリテーション
- ⑫短期入所生活介護
- ⑬短期入所療養介護
- ⑭福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- ⑮定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑯認知症対応型通所介護
- ⑰小規模多機能型居宅介護
- ⑱看護小規模多機能型居宅介護

(平成 29 年 7 月 3 日現在)